要　　望　　書

令和6年1月29日

京葉広域行政連絡協議会

Ⅰ.広域道路交通網を活かした道路ネットワークの構築に向けた県が事業主体となっている道路整備について

京葉地区は、首都圏の経済活動を支える重要拠点として、湾岸道路や京葉道路に加え、東京外かく環状道路や妙典橋の開通によって交通利便性が飛躍的に向上しました。さらに今後、北千葉道路の全線開通や新湾岸道路構想の実現により、そのポテンシャルは益々充実するものと期待されています。

しかしながら、慢性的な交通渋滞による大気・騒音環境の悪化や、渋滞を回避する車両等の市街地・生活道路への流入により、市民生活へ多大なる影響が生じています。

また、今後、国際競争力強化のため物流の円滑化による首都圏全体の生産性向上や、近く発生が懸念される首都直下地震等における災害時の緊急輸送道路の確保といった課題への対応として、広域道路交通網には、大きな役割を果たすことが求められていますが、その効果を最大限活かすためには、市の幹線道路をつなぐ、主要な道路の整備によるネットワーク網の構築が不可欠となります。

ついては、交通の円滑化、慢性的な渋滞解消、災害時の避難路・物資運搬路の確保など、広域的な交通課題に対応するため、県が事業主体となっている国道県道および都市計画道路の早期整備を要望します。

2. 三番瀬の保全再生について

三番瀬は、東京湾に残された貴重な干潟・浅海域であり、多様な生き物が生息する東京湾の生態系のゆりかごとして、京葉3市においてかけがえのない地域資源となっています。

県では、自然環境の再生・保全と地域住民が親しめる海の再生を目指した「千葉県三番瀬再生計画」において三番瀬の再生に関する施策の基本的な方針等を定めていますが、事業計画については、平成 28 年度の第3次計画終了後、次期計画は策定されておらず、各分野で継続した取り組みは進められているものの、縮小した事業もあり、三番瀬の保全再生に向けた明確な進捗がみられません。

ついては、「千葉県三番瀬再生計画」における基本的な方針に沿った取り組みを早期に進めることを要望します。

また、今後予期される新湾岸道路の整備を進めるにあたっては、同計画との整合性を確保しつつ、貴重な干潟である三番瀬への影響や漁業、市民生活への影響に配慮することを要望します。

加えて、東京湾で発生する青潮は、沿岸部の住宅地等へ届く独特の腐乱臭や漁業資源であるアサリやホンビノス貝等の繰り返されるへい死、河川への流れ込みなど、人や生物、自然環境など広範囲に悪影響をもたらしています。

青潮の発生は、平成 29 年に8回、平成 30 年に4回、令和元年に2回、令和2年に1回、令和3年に4回、令和4年に6回、令和5年に4回確認されており、特に令和3年の発生時には船橋市や市川市においても魚介類への甚大な被害が生じるなど、その対策が急務となっています。

ついては、青潮の発生抑制策として、継続的な有機物、窒素、リンの総量規制に取り組むとともに、貧酸素水塊の発生源となっている千葉港沖から幕張人工海浜沖に分布する海底窪地の埋め戻しや底泥の除去について、漁業関係者や専門家に意見を聞きながら、これまで以上に積極的な措置を講じることを要望します。

3. 子ども医療費助成制度の拡充等について

子ども医療費助成制度は、国において制度化されておらず、各都道府県の制度の下で市町村独自の助成を上乗せし、実施しております。助成に係る費用は、千葉県基準に上乗せしている市単独事業分も含めると令和4年度決算で約 41 億9千万円（市川市約 14 億6千万円、浦安市約6億2千万円、船橋市約 21 億1千万円）となり、財政上大きな負担となっています。

県では、平成 24 年 12 月から入院医療費の助成対象を中学校3年生まで拡大しましたが、通院・調剤については小学校3年生までのままとなっています。

また、本制度は、子どもの保健対策の充実と子育て世帯の経済的な負担を軽減することを目的として実施されていることから、居住地によりサービス水準に格差が生じないよう、全国一律の対応が望まれます。

ついては、次の事項について要望します。

（1）子どもの医療費にかかる経済的負担を軽減する医療費助成制度は、少子化に歯止めをかけるために重要な施策であることから、市町村による格差を是正するため、入院及び通院・調剤の助成対象を全て高校3年生まで拡大するとともに、県の負担割合について、現行の2分の1から3分の2に引き上げること。

（2）基本的な医療制度の確立は国の責務で行うべきものであり、全国一律の制度とするため、法律の整備について国へ働きかけること。

4. 学校給食費に対する財政支援について

学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、栄養バランスのとれた学校給食を提供することは、児童生徒の健やかな成長のために重要となります。

一方で食材費の高騰に伴い、給食の質を保つことが難しくなっており、市の給食賄材料費に影響が生じています。

このような中にあっても、保護者の負担を軽減しつつ、給食の質を確保するためには、市が食材高騰分を負担せざるを得ず、特に給食費の減免措置を行う市の財政運営に支障をきたすことが危惧されます。

ついては、安定した学校給食の提供と学校給食費の無償化の実現に向け、市の学校給食費に対する財政支援を行うよう要望します。

5.GIGAスクール構想に係る財政支援について

国のGIGAスクール構想を受けて、各自治体に1人1台端末が整備され、情報化が進展していく時代の新しい学びとして、タブレット端末の活用やオンライン学習を行っています。

このような中、端末の保守管理やICT支援員、授業支援ソフトを始めとしたソフトウェア類に関する経費が経常的に必要であり、さらに端末の更新時においては多大な経費が発生します。

先般、国より端末の更新等に対する財政支援の方針が示されたところですが、物価高騰により端末の価格が高騰している状況下において、当初整備時より補助上限は引き上げられているものの十分な支援とは言えず、市の財政運営に支障をきたすことが懸念されます。

ついては、1人1台端末の環境を継続的かつ円滑に運用できるよう、GIGAスクール構想を推進するための経費について、国に必要な財政支援を行うよう働きかけるとともに、県独自の支援策を創設するよう要望します。

6.医療・看護及び福祉人材の確保について

医師や看護師をはじめとする医療・看護人材については、県において医療体制の整備や医師・看護師確保対策の支援を行うなどの取り組みもなされていますが、市単独では医師確保対策にかかる事業等を行うことは困難です。

医師不足については、全国的にも喫緊の課題ですが、令和2年に厚生労働省が実施した医師・歯科医師・薬剤師統計によれば、医療施設に従事する千葉県の人口対10 万医師数は全国ワースト5位となっています。また、医療施設に従事する人口対 10 万小児科医数では、主たる診療科として小児科を標榜する医師数、専門医資格を有する医師数のいずれもが全国平均を大きく下回る状況です。さらに、産婦人科・産科についてもまた同様の状況となっています。

看護師等についても、医療従事者の需給に関する検討会看護職員需給分科会において需要が供給を上回るとされており、実際に各施設からも看護師確保の困難さを耳にしているところです。

このような状況下においても、県内各市町村の救急医療体制を維持していくためには、医師及び看護師等を十分に確保することが必要となります。

介護や障害福祉等の人材不足についても、全国的な問題となっています。

令和3年に厚生労働省が示した「第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について」によると、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年には、千葉県において約 10.2 万人の介護人材が必要とされています。一方で、生産年齢人口（15 歳～64 歳）が減少局面に入っている中、現状の施策を継続した場合、供給側である同年の介護人材は約 9.5 万人と推計され、その需給ギャップは約 7,000 人と見込まれています。

各市が実施している調査でも多くの事業者が介護人材の不足に不安感を感じており、今後ますます高齢化が進んでいく中、安定した介護サービスを供給するためには、介護人材の確保は喫緊の課題となっています。

さらに、障害福祉サービスに関係する介護職員については、一定程度の割合で増加しているものの、それ以上のペースで利用者が増加しており、依然として人材不足は続いています。

船橋市においては、障害福祉サービスに従事する介護職員への資格取得に関する補助制度を市単独で創設するなど、人材確保に努めておりますが、障害福祉分野については「地域医療介護総合確保基金」の対象外となっており、求められる人材は介護分野と同じであるにも関わらず、介護人材確保策が遅れている状況です。

ついては、次の事項について要望します。

（1）今後も、地域住民が良質な医療を受けられるよう、地域医療に従事する勤務医や看護師が就労しやすい環境を整備するとともに、医師・看護師等の確保に苦しむ病院等にさらなる財政的支援策を講じること。
（2）感染症や災害など想定外の事象が発生しても住民が安心して医療を受けることができる体制を確保するため、地域医療を支える病院等にさらなる支援策を講じること。
（3）地域において必要な介護人材が確保されるよう、「地域医療介護総合確保基金」を活用した事業をより充実するほか、介護人材を増やすためのさらなる方策を推進すること。
（4）障害福祉分野の人材確保策が進展するよう国へ働きかけるとともに、財政支援を講じること。

7.県主導による東葛南部保健医療圏への医療的ケア児（者）を含む重症心身障害児（者）の入所施設整備について

県内には、重症心身障害児（者）に対応する療養介護・医療型障害児入所施設は6か所で、全国的にも人口当たりのベッド数は最低の部類です。近隣では東葛北部保健医療圏に所在する光陽園（柏市）のみで、東葛南部保健医療圏には1か所も設置されていません。また、在宅で生活している医療的ケア児（者）を含む重症心身障害児（者）が利用できる短期入所先もなく、緊急時の預け先の確保もできず、レスパイトもできない家族の負担は大きいものとなっています。

ついては、医療的ケア児（者）を含む重症心身障害児（者）が地域において安心して生活できるよう、また、家族の負担を軽減するよう、東葛南部保健医療圏に、療養介護、医療型障害児入所施設、医療型短期入所の機能をもつ新たな重症心身障害児（者）施設を県主導で整備することを要望します。

なお、令和4年度の京葉広域行政連絡協議会による同趣旨の要望に対し、補助事業により医療型障害児入所施設等の整備を促しているとの回答がありましたが、東葛南部保健医療圏において、重症心身障害児（者）・医療的ケア児（者）の受け入れ、専門的支援の提供が可能な施設に対して、県から整備に向けた積極的な働きかけを行うなど、より主体的な措置を講ずることを要望します。

8. 公共交通事業者の乗務員不足に対する支援について

路線バスやタクシーをはじめとする公共交通は、市民の日常的な交通手段として、必要不可欠ですが、乗務員の高齢化や新型コロナウイルス感染症の影響などから、慢性的な乗務員不足に陥っています。

そのような中、改正された働き方改革関連法が令和6年4月に施行されることに伴い、乗務員不足がより深刻となり、日本バス協会では、2030 年度にはバス乗務員が全国で3万 6,000 人不足すると試算しています。

これに対し、市と公共交通事業者で協力し、既存事業継続のため、乗務員確保を目的とした取り組みを行ってはいるものの、必要な乗務員数を確保することが難しく、一部事業の縮小や廃止などを検討せざるを得ない状況に陥っています。

ついては、県内の公共交通を維持し、市民生活を守るため、事業継続に必要な乗務員数を確保するための支援策を講じることを要望します。

船橋市

１．海岸保全施設等の早期整備および適切な維持管理について

船橋市臨海部の海老川水門や船橋排水機場などの海岸保全施設の多くは、昭和40 年代に建設されてから既に 50 年以上が経過しており、老朽化が進行し、大規模地震に対する耐震性能を有していない状況です。

このような状況の中、今後発生が予想されている首都直下地震や、津波対策、および被害が甚大化している台風に伴う高潮対策の必要性がこれまで以上に高まっており、さらには、台風などの大雨の際に、海老川からの溢水による浸水被害も懸念されているところであり、内陸部への浸水対策のためには、海岸保全施設はもとより、併せて海老川の排水を担っている海老川排水機場を含む全ての施設が、有事においても的確に機能することが重要です。

以上のことから、これまで、国、県において着実に整備を進めていただいているところではありますが、今後さらなる対策が必要となることから、現在実施中の千葉県施行区間の整備促進を要望するとともに、国が事業を進めている「千葉港海岸直轄海岸保全施設整備事業」区間についても、着実に整備が進むよう、国へ働きかけるよう要望します。

また、海岸保全施設の整備は令和 15 年度まで長期間を要し、排水機場については、大雨の際に機能に支障が生じ、海老川の水位が上昇して溢れることとなると、市中心部に大規模な浸水被害が想定されることから、浸水対策として重要な海老川水門や船橋排水機場、および河川施設である海老川排水機場が整備期間中も確実に機能するよう、適切な維持管理を併せて要望します。

船橋市

2．海老川調節池および二級河川飯山満川の早期整備について

二級河川海老川水系では、台風などの大雨により度々浸水被害が発生している状況であり、計画されている調節池の整備と河道改修等の抜本的な治水対策を早急に実施する必要があります。

本市ではこれまでに、二級河川飯山満川の上流部において、河川への雨水流出を抑制するために小・中学校のグラウンド等に雨水を一時貯留する施設の整備を行うとともに、住宅地への雨水浸透ますの設置を促進してきたところです。この他にも内水氾濫対策として、下水道（雨水）整備事業に着手したところであり、今後も順次整備を進めていくこととしています。

また、飯山満川の下流部にあたる海老川上流地区では、組合施行の土地区画整理事業が実施されており、本市は土地区画整理事業に対する支援を行っています。市では土地区画整理事業を含む海老川上流地区のまちづくりの考え方をまとめた「ふなばしメディカルタウン構想」を策定し、海老川調節池上部利用との一体的なまちづくりを進めるため、多目的広場や運動広場の設置、海老川ジョギングロードとの連続性を確保することなどを示しています。

この土地区画整理事業に併せて、県が事業区域内における飯山満川を付け替え、河道を拡幅し改修することを予定しているところです。

令和4年1月 18 日に開催された第 195 回千葉県都市計画審議会の付帯意見については、本市は、千葉県が公表した海老川水系洪水浸水想定区域図を作成する際に実施したシミュレーションの条件に、当土地区画整理事業に加え、同事業が概ね完了するころまでに実施が見込まれることが県から示された海老川下流部の計画河床高までの河道掘削及び海老川調節池の暫定掘削を反映したシミュレーションを実施し、この結果について住民説明会等を通して市民に対して説明してきたところです。

以上のことから、二級河川海老川の抜本的な治水対策として海老川調節池を早期に整備することを要望します。なお、調節池の整備に当たっては「ふなばしメディカルタウン構想」に示している調節池上部利用ができるよう、本市と綿密な協議を行い、事業を進めることを要望します。

また、緊急的な対応として海老川下流部の河道掘削、海老川調節池の暫定掘削を早急に実施することが必要なことから、工程を示したうえで、土地区画整理事業のまちづくりが概ね完了する令和 16 年頃までに着実に実施することを要望します。

さらに、二級河川飯山満川については、飯山満地区土地区画整理事業と海老川上流地区土地区画整理事業に合わせた整備を早期に実現することを要望します。

船橋市

3．主要な国道県道の整備の促進について

船橋市内の地域に密接した国道県道は、慢性的な渋滞を生じており、主要な交差点周辺では日中の平均旅行速度が 15km/h 未満の状況にあります。この国道県道の渋滞を避けるために通過車両が抜け道として市内の生活道路に流入し、生活道路の交通量を増大するなど、市民の日常生活や経済活動に支障をきたしている状況です。

また、歩道が整備されていないため、歩行者等の安全・安心な通行が確保されていない状況であり、令和4年度に実施した市民意識調査においても、歩行者空間の整備や幹線道路など道路ネットワークの構築が市への要望事項の最上位となっています。

地域に密着した縦軸横軸となる主要な国道県道は、拡幅等の整備が遅れ、慢性的な渋滞を引き起こすとともに、歩行者空間等が狭隘であることから歩行者や自転車等の安全な通行に支障をきたしています。

主要な国道県道の整備は、通過車両の生活道路への流入を排除することができ、子供や高齢者をはじめとする歩行者等の安全や地域の生活環境の確保など多くの効果が期待できます。

ついては、次の事項について要望します。

（1）主要地方道船橋我孫子線を4車線化（東船橋3丁目交差点～高根町交差点）すること。
（2）県道夏見小室線の交差点改良（船橋駅北口十字路）と道路拡幅（船橋駅北口十字路交差点～夏見2丁目 15 番 10 号ツカサハイツ前交差点）をすること。
（3）国道 14 号の交差点改良(船橋競馬場入口、船橋大神宮入口、中山競馬場入口)をすること。
（4）主要地方道市川印西線の歩道整備（主要地方道船橋松戸線と主要地方道市川印西線との交差点～法典中央町会館前押ボタン式信号）をすること。
（5）国道 296 号の交差点改良（津田沼駅入口交差点）をすること。

船橋市

4．児童相談所設置に係る専門的人材の確保及び適切なケース記録等の引き継ぎに関する支援について

児童虐待相談件数が年々増加している中、現状として、市川児童相談所が扱う児童のうち約4割が船橋市の児童となっています。市が児童相談所を設置することにより、船橋市の児童については市の一元体制による一貫した切れ目のない相談体制が構築されますが、専門的人材の確保・育成が大きな課題となっています。平成 27 年から毎年市川児童相談所等への派遣研修により市職員の育成を行っていますが、5年以上の実務経験等が求められるスーパーバイザー等については児童相談所を設置していない船橋市が必要数全てを開設時に配置することは実質不可能です。

ついては、開設時における、スーパーバイザー等の実務経験が豊富な専門的人材を派遣いただけますよう要望します。

また、令和3年 12 月に開設した市川児童相談所船橋支所は、管理職である支所長のもと、50 名程度の常勤職員が配置されているとのことですので、効果的で的確な業務引継ぎが行えるよう、派遣をいただくにあたっては可能な限り、船橋支所に配属されている職員の選任を併せて要望します。

これらについては、令和2年6月に県が策定された「千葉県子どもを虐待から守る基本計画」において、児童相談所設置の意向を示している本市と柏市に対して、「児童相談所の設置に向けた課題を整理しながら計画的に支援を行っていく必要があり、人事交流を積極的に実施することや業務の引継ぎが円滑かつ確実に進むよう検討を進める」と明記されていることから、同基本計画に沿った支援と併せて、開設時にケース記録等を円滑に引継ぐため、システム間のデータ移行等に支障が生じないよう、市と協議のうえ事前に準備を進めることを要望します。

船橋市

5．学校における教員及び支援スタッフ等の配置の充実について

増置教員の配置については、小学校・中学校ともに標準学級数により定数が定められています。標準学級数が 11 学級以下の小学校では増置教員の定数は1名となるため、学級担任と教務の兼任をしなければならない学校がほとんどです。常に全教諭が授業を行っている状況のため、T．T（ティーム・ティーチング）や習熟度別学習等のきめ細かな指導が展開できません。また、授業中教室を飛び出したりパニックを起こしたりする児童にも担任一人で対応せざるを得ない状況です。

また、中学校においては、標準学級数が 30 学級以上は増置教員数が一律 15 名となっている状況です。

そこで、市費で補助教員を任用して、増置教員が1名の学校や少人数指導の加配がついていない学校に補助教員を派遣し、きめ細かな指導を行っています。

スクール・サポート・スタッフについては、学校における働き方改革として平成 30 年度より配置されることとなりました。学習プリントや配付物の印刷、会議の資料準備など、授業以外で教員が担っている事務作業を代行してもらうことで、教員の超過勤務の削減や児童生徒と向き合う時間の確保、多忙感の緩和へとつながっています。令和2年度は、コロナに伴う緊急措置でありましたが実学級6以上の小・中・特別支援学校にはスクール・サポート・スタッフが全て配置されました。しかしながら、令和3年度は5名、令和4年度は 29 名の配置となっています。

スクールカウンセラー及び児童生徒支援（不登校）加配教員の配置については、近年、本市における不登校児童生徒数は増加しており、支援の一層の充実を図っていくことが急務となっています。特に本市では、相談業務が増えているスクールカウンセラー配置の充実、及び、全小学校における校内教育支援センターの設置を目指していることによる人員の確保が課題となっています。

ついては、次の事項について要望します。

（1）小学校の増置教員の定数を標準学級数1～11 を2名、12～23 を3名、24～30 を4名、31～39 を5名、40 以上を6名にすること。
（2）中学校の増置教員の定数を標準学級数 31 学級以上についても学級数に応じ増置教員の定数を見直すこと。
（3）スクール・サポート・スタッフを小・中・特別支援学校へ全校配置すること。

（4）スクールカウンセラーの小学校への週１日全校配置を実現すること、及び、中学校については配置日数を現在の週１日から週2日に増やすこと。
（5）外国出身の児童生徒の増加に伴い、外国語ができるスクールカウンセラーを確保すること。
（6）児童生徒支援（不登校）加配教員の小・中学校への全校配置を実現すること。

以上のことについて要望します。

令和6年1月29日

千 葉 県 知 事　　熊 谷　俊 人　様

京 葉 広 域 行 政 連 絡 協 議 会

会　　長　　田　中　　甲

市川市長　　田　中　　甲

浦安市長　　内 田　悦 嗣

船橋市長　　松　戸　　徹